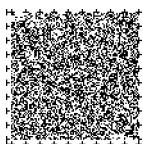
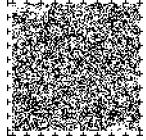


第3編 計画の目標値・ サービスの見込量 【障がい福祉計画】 【障がい児福祉計画】





I 平成32年度の目標

障害者総合支援法に規定される障がい福祉計画及び児童福祉法に規定される障がい児福祉計画の平成32年度における基本目標は次のものとします。

◆施設入所者の地域生活への移行

施設に入所している障がいがある方が、地域の社会資源を活用することで、グループホームや一般住宅等に移行し地域生活が送れるようになることをめざします。

こうした取り組みを踏まえ、グループホームや一般住宅へ移行するなどとして、平成32年度末までに地域生活へ移行する方の数値目標を設定します。

◆福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業などを通じ、平成32年度末までに、福祉施設を利用している障がいがある方が、一般就労への移行者及び就労移行支援事業所の利用者の数値目標を設定します。

平成32年度の目標

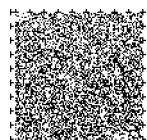
◆施設入所者の地域生活への移行

【地域生活への移行者数】

目 標	平成28年度の入所者数(A)	地域移行目標数(B)	見込目標率(B/A)
平成28年度末の入所者の9%以上が地域生活に移行	46人	5人	10.8%

【施設入所者数】

目 標	平成28年度の入所者数(A)	目標年度の入所者数(B)	減少入所者数(C:A-B)	見込目標数(C/A)
平成28年度末の入所者の2%以上を減少	46人	45人	1人	2.0%



◆福祉施設から一般就労への移行等

【一般就労移行者数】

目 標	平成 28 年度の 実績者数(A)	目標年度の年間 移行者数 (B)	見込目標率 (B/A)
平成 28 年度の福祉施設から 一般就労への移行実績 の 1.5 倍以上	2人	3人	1.5倍

【就労移行支援事業所利用者数】

目 標	平成 28 年度の 利用者数(A)	目標年度の 利用者数 (B)	見込目標率 (B/A)
就労移行支援事業所の 利用者数を平成 28 年度の 2 割以上増加	9人	11人	1.2倍

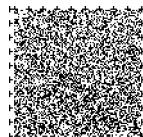
◆地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針によれば、障がい者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つを整備することが新たに求められています。障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組み構築を検討します。加えて、医療的ケア児への支援体制について検討を進めています。

◆新たに創設されたサービスの提供体制整備

障害者総合支援法において新たに創設された、一人暮らしを支援する自立生活援助サービス、就労の定着を支援する就労定着支援サービスのあり方を検討していきます。

また、本計画より、児童福祉法における障がい児福祉計画を一体的に盛り込むことから、児童福祉法にて新たに創設された居宅訪問型児童発達支援サービスについてもあり方を検討していきます。



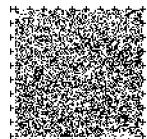
Ⅱ サービスの見込み量と確保の方策

1 障害者総合支援法のサービス(自立支援給付)

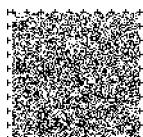
1) 障害者総合支援法のサービス（自立支援給付） の見込み量

現在の状況をふまえ、利用者や事業者のニーズや意向、障がい者の将来動向等を総合的に勘案して、サービスの量を見込みます。

サービス名	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
(1) 訪問系（月平均）			
居宅介護（ホームヘルプ）	16 人 188 時間	17 人 202 時間	17 人 216 時間
重度訪問介護	1 人 1 時間	1 人 1 時間	1 人 1 時間
同行援護	1 人 6 時間	1 人 6 時間	1 人 6 時間
行動援護	7 人 47 時間	8 人 52 時間	8 人 52 時間
重度障がい者等包括支援	0 人 0 時間	0 人 0 時間	0 人 0 時間
(2) 日中活動系（月平均）			
生活介護	65 人 1,373 人日	66 人 1,417 人日	67 人 1,459 人日
自立訓練（機能訓練）	0 人 0 人日	0 人 0 人日	0 人 0 人日
自立訓練（生活訓練）	1 人 20 人日	1 人 20 人日	1 人 20 人日
就労移行支援	7 人 123 人日	7 人 123 人日	7 人 123 人日
就労継続支援（A型・雇用型）	12 人 168 人日	13 人 182 人日	14 人 196 人日



サービス名	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
(2) 日中活動系（月平均）			
就労継続支援（B型・非雇用型）	48人	50人	52人
	816人日	850人日	880人日
療養介護	8人	8人	8人
	243人日	243人日	243人日
短期入所 (ショートステイ)	福祉型	4人	5人
		27人日	31人日
	医療型	1人	1人
	1人日	1人日	1人日
(3) 居住系（月平均）			
共同生活援助（グループホーム）	50人	51人	52人
施設入所支援	47人	46人	45人
(4) 相談支援（年あたり）			
計画相談支援	150人	150人	150人
地域相談支援（地域移行支援）	1人	1人	1人
地域相談支援（地域定着支援）	1人	1人	1人



2) 障害者総合支援法のサービス（自立支援給付） の提供体制確保の方策

（1）訪問系サービス

- サービス提供については、利用者自らが事業者を選択できるように指定障害福祉サービスを行う事業者の整備に努めています。
- 退院可能な精神障がい者や地域移行する施設入所者が地域での生活が円滑にできるように、サービス提供の確保と同時に障がいの特性を理解したホームヘルパーの養成を事業所に働きかけていきます。
- 円滑なサービス提供を確保するため、事業者へ必要な情報提供や事業者間の連携強化を図っていきます。

（2）日中活動系サービス

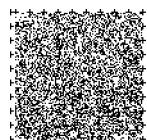
- 日中活動系のサービスは、利用者が、居住系サービスと組み合わせて必要なサービスを選択することができ、多様なサービス需要への対応が必要となります。そのため、事業者のサービス提供体制やサービス需要の動向の把握に努めます。
- サービス提供体制を充実するために、関係機関の連携を強め、情報の共有化を図ります。
- 円滑なサービス提供を確保するため、事業者へ必要な情報提供や事業者間の連携強化を図っていきます。

（3）居住系サービス

- 共同生活援助（グループホーム）は、地域における居住の場であり、また、施設や病院からの地域移行や退院促進に重要なサービスであり、このため、事業所の立地動向の把握や誘導に努め、適切なサービス量を見込みます。

（4）相談支援

- 利用対象者の把握に努め、指定特定相談支援事業者及び相談支援専門員並びに指定一般相談支援事業所を確保します。



2

児童福祉法のサービス

1) 児童福祉法のサービスの見込み量

児童福祉法のサービスの見込み量は、現在の状況をふまえ、利用者のニーズや意向、障がい児の将来動向などを総合的に勘案して見込みます。

◆児童福祉法のサービスの見込み量

サービス名	平成30年度	平成31年度	平成32年度
(1) 障害児通所支援（月平均）			
児童発達支援	30人 104日	31人 106日	31人 106日
放課後等デイサービス	28人 197日	29人 197日	29人 206日
保育所等訪問支援	6人 6日	6人 6日	6人 6日
(2) 障害児相談支援（年あたり）	61人	61人	61人

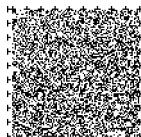
2) 児童福祉法のサービスの提供体制確保の方策

(1) 障害児通所支援

- サービスを必要とする児童の把握に努めるとともに、関係機関との連絡調整及び専門的な資格を持つ職員を適正に配置し、サービスの質と提供体制を確保します。

(2) 障害児相談支援

- 利用対象者の把握に努め、指定障害児相談支援事業者及び相談支援専門員を確保します。



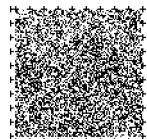
3

障害者総合支援法のサービス (地域生活支援事業)

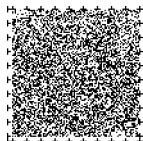
1) 障害者総合支援法のサービス（地域生活支援事業） の見込み量

地域生活支援事業の見込み量は、現在の状況をふまえ、利用者のニーズや意向、障がい者の将来動向などを総合的に勘案して見込みます。

サービス名	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
(1) 相談支援事業			
障がい者相談支援事業 実施見込み箇所数（か所）	1	1	1
相談支援機能強化事業 (実施の有無)	有	有	有
(2) 成年後見制度利用支援事業			
実利用見込み者数（人）	1	1	1
市民後見人登録者数（人）	1	1	1
(3) 意思疎通支援事業			
手話通訳者・要約筆記者派遣 事業 実利用見込み者数（人）	1	1	1
(4) 日常生活用具給付事業（年間延べ給付件数）			
介護・訓練支援用具 給付等見込み件数（件）	1	1	1
自立生活支援用具 給付等見込み件数（件）	6	6	6
在宅療養等支援用具 給付等見込み件数（件）	6	6	6
情報・意志疎通支援用具 給付等見込み件数（件）	1	1	1



サービス名	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
(4) 日常生活用具給付事業（年間延べ給付件数）			
排せつ管理支援用具 給付等見込み件数（件）	421	440	459
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費) 給付等見込み件数（件）	1	1	1
(5) 移動支援事業			
実施見込み箇所数（か所）	7	7	7
月間利用見込み者数（人）	25	26	26
月間延利用見込み時間数 (時間)	279	280	280
(6) 地域活動支援センター事業			
実施見込み箇所数（か所）	2	2	2
利用見込み者数（人）	16	17	17
(7) 独自事業			
日中一時支援			
実施見込み箇所数（か所）	4	4	4
月間登録見込み者数（人）	22	22	22
月間利用見込み時間数 (時間)	154	154	154
自動車運転免許取得費及び自動車改造費助成事業			
年間利用者数（人）	1	1	1



2) 障害者総合支援法のサービス（地域生活支援事業） の提供体制確保の方策

(1) 相談支援事業

- 福祉・医療・保健・教育等との連携による相談窓口のネットワークを構築し、身近なところで相談できるサービス提供体制を整え、当事者・家族・支援者など地域住民を中心として関係者がきちんと関われる相談事業を実施します。また、障がい支援係に専門的資格を持つ社会福祉士・精神保健福祉士などを配置し、相談支援事業の強化を図ります。

(2) 成年後見制度利用支援事業

- 成年後見制度の周知を行うとともに、利用しやすい体制を整備し、相談支援事業所と連携して利用促進を図ります。また、被後見人の地域生活の向上のため、地域のことによく知り身近な身上監護を行える市民後見人を確保します。

(3) 意思疎通支援事業

- 手話通訳者等の派遣事業について、当別町の実情にあった事業を検証し、有効なサービス提供に努めます。

(4) 日常生活用具給付事業

- 日常生活用具についての情報収集や利用者に対して十分な説明を行うことにより、サービスの内容の理解を図り、適切な給付に努めるとともに医療機関等との連携により、障がいの特性に応じた用具の給付を行います。

(5) 移動支援事業

- 障がいのある方が安心して外出できるよう、利用者に対して、サービス提供事業者の情報や制度の内容を周知し、事業者と連携して社会参加の促進を図ります。

(6) 地域活動支援センター事業

- 地域の情勢やニーズに対応して、充実した日中の活動のサポートに努めます。また、地域活動支援センターの運営の安定化を図るため、今後においても運営費の補助を継続します。

(7) 独自事業

- 日中一時支援事業については、引き続き委託事業で事業を実施します。利用者に対して制度の周知と事業者の内容の説明を十分に行い、障がい者及びその介護者の日常生活の支援を行います。
- 身体障がい者自動車運転免許取得費及び自動車改造費助成事業を実施します。

